



鳥取県公報

平成13年11月9日(金)
第7332号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (622) (耕地課)	1
	土地収用法による事業の認定 (623) (管理課)	2
	県道の区域の変更 (624) (道路課)	3
	県道の供用の開始 (625) (")	3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (626) (都市計画課)	3
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	4

告 示

鳥取県告示第622号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 谷 口 賢 一 八頭郡佐治村大字津野365
- " 鍵 本 順 一 八頭郡佐治村大字刈地270
- " 西 尾 憲 一 八頭郡佐治村大字加瀬木1334
- " 西 尾 幸一郎 八頭郡佐治村大字津無471
- " 山 本 達 夫 八頭郡佐治村大字加茂675
- " 谷 本 善太郎 八頭郡佐治村大字森坪41
- " 中 島 早 夫 八頭郡佐治村大字古市186 - 1
- " 藤 岡 重 勝 八頭郡佐治村大字葛谷137 - 2
- " 岡 村 末 廣 八頭郡佐治村大字眷谷125
- " 中 谷 禎 治 八頭郡佐治村大字高山56
- " 山 根 兵太郎 八頭郡佐治村大字大井201
- " 西 尾 文 雄 八頭郡佐治村大字津無66
- " 南 條 明 治 八頭郡佐治村大字栃原133
- " 上 田 英 二 八頭郡佐治村大字高山465
- " 森 田 泰 男 八頭郡佐治村大字大井613 - 1

” 谷 上 學 八頭郡佐治村大字余戸556
監 事 長 谷 英 俊 八頭郡佐治村大字古市165
” 下 石 讓 八頭郡佐治村大字畑238
” 中 谷 公 明 八頭郡佐治村大字高山216 - 3
平成13年8月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 口 賢 一 八頭郡佐治村大字津野365
” 鍵 本 順 一 八頭郡佐治村大字刈地270
” 西 尾 憲 一 八頭郡佐治村大字加瀬木1334
” 西 尾 幸一郎 八頭郡佐治村大字津無471
” 山 本 達 夫 八頭郡佐治村大字加茂675
” 谷 本 善太郎 八頭郡佐治村大字森坪41
” 中 島 早 夫 八頭郡佐治村大字古市186 - 1
” 藤 岡 重 勝 八頭郡佐治村大字葛谷137 - 2
” 中 谷 禎 治 八頭郡佐治村大字高山56
” 山 根 兵太郎 八頭郡佐治村大字大井201
” 山 下 徳太郎 八頭郡佐治村大字森坪207 - 1
” 西 尾 文 雄 八頭郡佐治村大字津無66
” 南 條 明 治 八頭郡佐治村大字栃原133
” 上 田 英 二 八頭郡佐治村大字高山465
” 森 田 泰 男 八頭郡佐治村大字大井613 - 1
” 谷 上 學 八頭郡佐治村大字余戸556
” 岡 村 末 廣 八頭郡佐治村大字眷谷125
監 事 長 谷 英 俊 八頭郡佐治村大字古市165
” 下 石 讓 八頭郡佐治村大字畑238
” 中 谷 公 明 八頭郡佐治村大字高山216 - 3
平成13年10月1日就任 任期3年

鳥取県告示第623号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
西伯町
- 2 事業の種類
農業集落排水事業原地区処理施設建設事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 西伯郡西伯町大字北方字下河原地内
(2) 使用の部分 西伯郡西伯町大字北方字下河原地内
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡西伯町大字法勝寺377 - 1
西伯町役場

鳥取県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年11月9日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
多里伯太線	日野郡日南町笠木字小谷林3083 - 5 地先から同町笠木字大笹尻1715 - 1 地先まで	変更前	4.6 ~ 44.5	533.0
		変更後	12.5 ~ 89.0	830.0

鳥取県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年11月9日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
多里伯太線	日野郡日南町笠木字小谷林3083 - 5 地先から同町笠木字大笹尻1715 - 1 地先まで	平成13年11月9日

鳥取県告示第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年11月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画公園 2・2・101号賀露北公園、2・2・102号新雲山ふれあい公園及び2・2・103号新的場公園
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年11月9日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成13年12月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内 に居住する者
	平成13年12月13日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署 2階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内 に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑